

第32号

令和4年
12月発行

年金だより

もくじ

P2-5 「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」を令和5年1月下旬にお送りします

P6 平成27年10月以降に長期掛金(年金の掛金)を共済組合へ納めたことのある方へ

P7 在職定時改定について

P8 70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度

P9-10 こんなときには届出を

P11 年金相談窓口一覧

P12 ねんきんカレンダー

「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」 を令和5年1月下旬にお送りします

「公的年金等の源泉徴収票」と確定申告

令和4年(令和4年1月～12月)中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられたみなさまに、令和4年分として支払われた年金の金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする『令和4年分 公的年金等の源泉徴収票』をお送りします。

『公的年金等の源泉徴収票』は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

令和4年分の確定申告は、令和5年2月16日(木)から同年3月15日(水)までの間に行うこととされています。詳しくは、住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。

①源泉徴収票に関するQ&Aは、5ページをご覧ください。



源泉徴収票について

● 源泉徴収票の送付予定

令和5年1月下旬に、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合から順次お送りします。

源泉徴収票がお手元に届く時期が、郵便事情等によっては2月初旬となる場合があります。

なお、2月に入っても届かないときは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合*へご連絡ください。

*連絡先は、11ページ「年金相談窓口一覧」をご参照ください。

● 源泉徴収票をお送りする方

令和4年中に老齢厚生年金や退職共済年金等の老齢または退職を給付事由とする年金を受けとられた方に源泉徴収票をお送りします。

障害・遺族を給付事由とする年金については、非課税となりますので、源泉徴収票はお送りしません。

※老齢または退職を給付事由とする年金は、所得税法上の雑所得として扱われ、所得税がかかります。

令和4年に受けとった年金額が65歳未満で108万円以上の方や65歳以上で158万円以上(老齢基礎年金を受給している場合は80万円以上)の方が、所得税の源泉徴収の対象となります。

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票の再交付は、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合にて承っています。連絡先は、11ページをご参照ください。

大切な書類ですので紛失しないよう、ご注意ください。

● 令和4年分 公的年金等の源泉徴収票<見本> ●

見本

令和4年分 公的年金等の源泉徴収票		住所又は居 所		102-0084 東京都 千代田区 XXX XXX									
支 受 払 け る 者	氏 名	フリガナ	ネンキン タロウ			年金証書記号番号	86XX0000000001						
			年金 太郎			生年月日	明	大	昭	平	年	月	日
								*		28	6	27	
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				円		円							
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分													
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		1 2 3 4 5 6 7				9 9 9 9							
所得税法第203条の3第7号適用分													
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数		16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額	
特 別 障 害 者	そ の 他 の 障 害 者	ひ と り 親 寡 婦	一 般	老 人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	人	人	人	千 円
			*		人	人	人	内	人	人	人		
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族									
(フリガナ)		区 分	1	(フリガナ)	区 分	1	(フリガナ)	区 分					
氏 名	年金 花子			氏 名			氏 名						
(摘要)		区 分	2	(フリガナ)	区 分	2	(フリガナ)	区 分					
				氏 名			氏 名						
支 払 者	法 人 番 号	4010005002573											
	所 在 地	東京都千代田区 二番町2番地											
	名 称	全国市町村職員共済組合連合会		電 話 番 号		03-5210-4618							

※1
※2

老齢または退職を給付事由とする年金を共済組合から複数受給している方は、それぞれの年金を合算した源泉徴収票が1枚発行されます。

※1 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、下表のとおり区分しています。
令和4年分の扶養親族等申告書を提出された方は、第1～3号に該当し、提出されていない方は、第4～6号に該当となっています。



所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	退職共済年金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	老齢厚生年金を受けている方 退職共済年金(経過的職域加算額)を受けている方 退職年金(退職等年金給付)を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	本連合会では記載対象となる年金を支給していないため、必ず空欄となります。

※2 提出された令和4年分の扶養親族等申告書に基づき「*」印または人数を記載しています。
令和4年分の扶養親族等申告書の提出が必要ない方については、空欄としています。
氏名欄の漢字については常用漢字に置き換わっていますのでご了承ください。
(例:「高」→「高」、「崎」→「崎」)

令和4年分公的年金等の源泉徴収票を令和5年1月下旬にお送りします

確定申告について

● 所得税の確定申告を行うことで還付が受けられる方

下記のいずれかに該当する方など、令和4年中の所得税を納めすぎている方は、確定申告を行うことにより源泉徴収税額の還付を受けられる場合があります。

代表的な例

- 国民健康保険料、年金からの控除によらない介護保険料等の社会保険料の支払いがあった方
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払いがあった方
- 災害等(豪雨や台風を含む)により住宅や家財等に損害を受けた方
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除を受ける方
- 一定額以上の医療費の支払いがあった方
- 「控除対象となる配偶者または扶養親族がいる」または「本人が障害者または寡婦等に該当する」にもかかわらず、その年の扶養親族等申告書を提出していない方
- 扶養親族等申告書を提出した後、年の中途中で扶養親族が増える等の内容変更があった方
- 65歳以上で、老齢基礎年金ではなく障害基礎年金を受給している方
- 老齢基礎年金の繰下げを希望し、受給していない方

● 所得税の確定申告を省略できる方

令和4年中の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告を省略できる「確定申告不要制度」が設けられています。

※上記にあてはまる方であっても、還付を受ける場合には確定申告が必要ですので、ご注意ください。なお、所得税の確定申告を省略した場合であっても、お住まいの市区町村へ住民税の申告が必要となる場合があります。

- 所得税および所得税の確定申告に関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 住民税に関して、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

● 源泉徴収票の電子交付を希望する方

令和5年1月以降に令和4年分の源泉徴収票データの電子交付が可能となる予定です。詳細は、本連合会のホームページでお知らせします。

源泉徴収票



Q1 社会保険料の金額とは何ですか？

A1 各支給期に年金から控除(特別徴収)された介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の合計額です(納付書等により支払っている方は記載されません)。社会保険料額の内訳等について知りたい方は、お住まいの市区町村のそれぞれの社会保険(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)担当課へお問い合わせください。

Q2 特別徴収された個人住民税額はどこかに表示されているのですか？

A2 源泉徴収票は所得税法上の書類であるため、個人住民税額は表示されませんので、市区町村から送付される通知等でご確認ください。

Q3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されないのですか？

A3 源泉徴収票にマイナンバー(個人番号)は、表示されません。ただし、確定申告等の手続きをする際には、マイナンバーカード等の本人確認書類を提示するか、その写しを申告書等に添付する必要があります。なお、確定申告等の手続きに関して、詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

[本人確認書類の例]

例1:マイナンバーカード

例2:通知カード + 運転免許証等の顔写真付き身分証明書等

※例2については、通知カードの記載事項に変更がない場合に限りです。

Q4 源泉徴収票の氏名欄に誤字や脱字がある場合は、どうすればいいですか？

A4 各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡ください。【11ページ参照】なお、控除対象者欄の氏名の漢字は常用漢字に置き換わっていますので、ご了承ください。(例:「高」→「高」、「崎」→「崎」)

Q5 退職等年金給付(新3階部分)の源泉徴収票はどのように発行されますか？

A5 退職等年金給付の終身退職年金および有期退職年金(10年・20年選択)は、所得税法の「雑所得」として、他の年金と合算された源泉徴収票が作成されます。ただし、有期退職年金を一時金として受け取られたときは、「退職所得」として源泉徴収票が別途作成され、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合から送付されます。当該退職所得に係る所得税は確定申告で還付を受けることができる場合もあります。詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。

平成27年10月以降に長期掛金(年金の掛金)を
共済組合へ納めたことのある方へ

令和4年10月からの退職等年金給付の 基準利率および年金現価率について

退職等年金給付は、平成27年10月以降の共済組合員期間を対象とした年金制度です。この制度では、共済組合員期間中に積み立てられた「付与額」とこれに対する「利子」の累計額(給付算定基礎額)や「年金現価率」を用いて年金額を計算します。

給付算定基礎額の利子の計算に用いる「基準利率」および「年金現価率」は、地方公務員共済組合連合会の定款に定められており、令和4年10月から下表のとおり改定されました。

この改定により、年金額が変更される方には、退職年金の年金額・支給額変更通知書をお送りしていますのでご確認ください。

なお、**今回の改定率は小さいため、年金額が変わらない場合もあります。**

▶ **基準利率** 令和4年9月まで 年利0.00% → **令和4年10月から 年利0.02%**

▶ **終身年金現価率(主な年齢のみ掲載)** ※変更後：令和4年10月～令和5年9月、変更前：令和3年10月～令和4年9月

年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前	年齢	変更後	変更前
60歳	27.261629	27.345773	70歳	18.811970	18.853785	80歳	10.984501	11.000222
65歳	22.972879	23.033747	75歳	14.749085	14.775829	85歳	7.728063	7.736495

▶ **有期年金現価率(主な支給残月数のみ掲載)** ※変更後：令和4年10月～令和5年9月、変更前：令和3年10月～令和4年9月

支給残月数	変更後	変更前	支給残月数	変更後	変更前	支給残月数	変更後	変更前
240月(20年)	19.959725	20.000000	180月(15年)	14.977275	15.000000	120月(10年)	9.989841	10.000000

年金額算定式

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}}$$

$$\text{有期退職年金額} = \frac{\text{有期退職年金算定基礎額}}{\text{支給残月数に応じた有期年金現価率}}$$

用語説明

- 給付算定基礎額とは…毎月の付与額に基準利率に基づく利子を加えた額で、退職等年金給付の原資となります。
- 付与額とは………各月の標準報酬月額・標準期末手当等の額に付与率を乗じて計算した額です。
- 基準利率とは………給付算定基礎額に加算される利子の額を求めるための率です。国債の利回りや積立金の運用状況等を勘案して定められます。
- 年金現価率とは………年金の原資である給付算定基礎額を、終身(有期退職年金の場合は支給残月数)にわたり概ね一定額の年金額として受給できるように、年金額を計算する際に用いる率のことです。年金現価率には終身年金現価率と有期年金現価率があり、終身は年齢(1歳ごと)、有期は支給残月数ごとに率が設定されます。

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに基準利率や年金現価率等に関する情報を掲載していますので、是非、ご覧ください。
(<https://www.chikyoren.or.jp/>)

地方公務員共済組合連合会

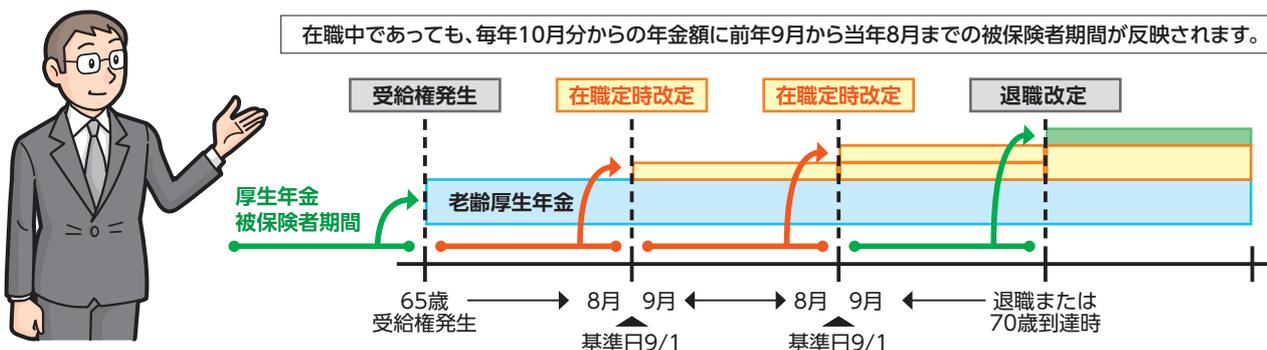
検索

在職定時改定について

65歳以上の老齢厚生年金受給権者が在職中の場合、毎年1回年金額が改定されます

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者(在職中)である場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されていました。しかし、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図るため、65歳以上70歳未満で毎年9月1日において在職中の方については、令和4年4月から、在職中であっても、毎年10月分からの年金額が改定されることとなりました。この改定を在職定時改定といいます。

在職定時改定のイメージ



支給要件を満たせば在職定時改定で加給年金額が加算されます

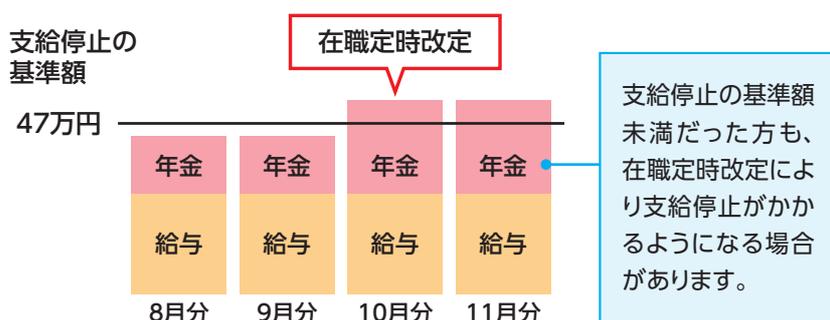
65歳以上で被保険者期間が合計20年以上ある老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持する65歳未満の配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。

65歳時点で20年以上の被保険者期間を満たしていない方は、在職定時改定により被保険者期間が合計20年以上となった際に、生計を維持する65歳未満の配偶者等がいる場合、加給年金額が加算された老齢厚生年金を受給できます。

在職定時改定により在職老齢年金制度の支給停止額が変わる場合があります

在職老齢年金制度の支給停止額は月ごとに計算されます。

在職定時改定による年金額の増加や給与の変更等により、支給停止額が変わる場合があります。



70歳以降に請求する場合の 5年前時点での繰下げ制度

令和5年4月から70歳以降80歳未満の間に繰下げ受給を選択せずに請求した場合、請求の5年前に繰下げの申出があったものとして年金を支給します

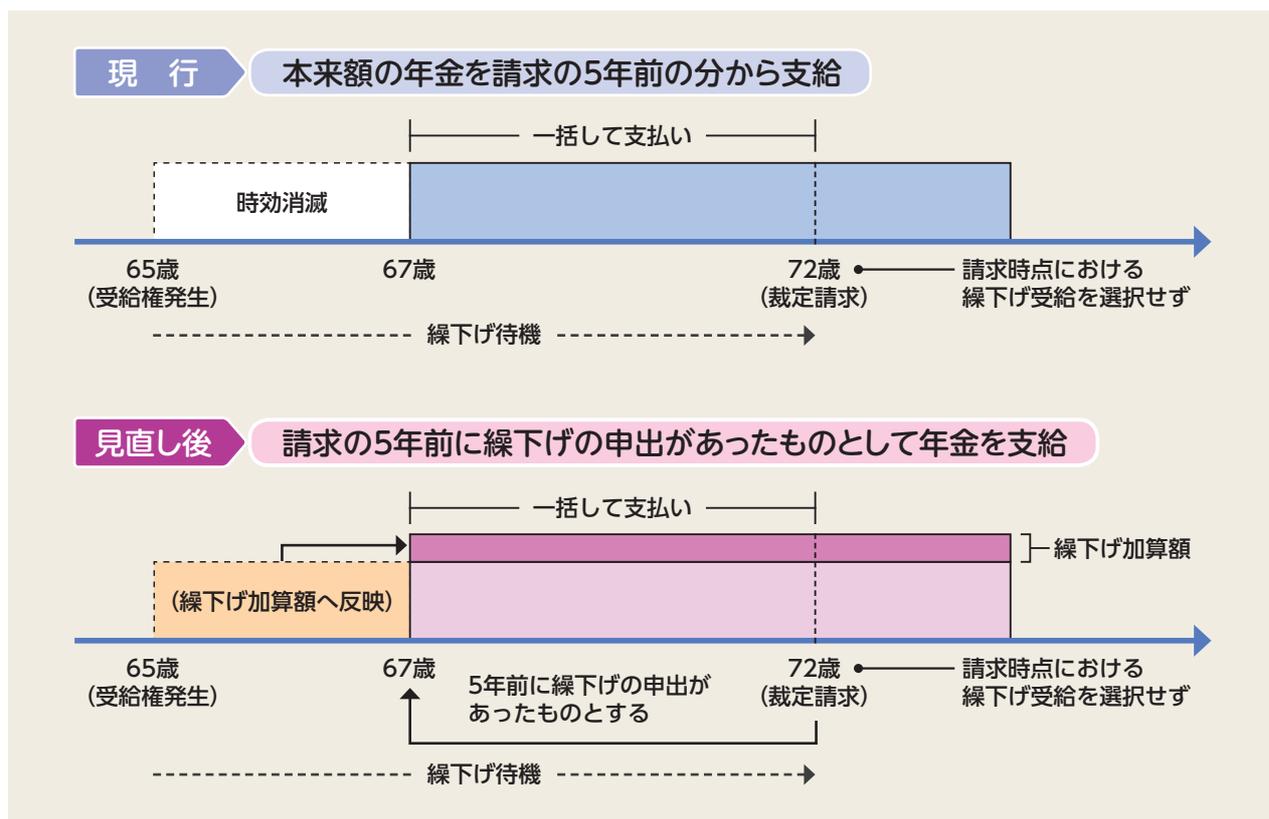
70歳になってから老齢年金の請求を行い、かつ、請求時点における繰下げ受給を選択しない場合、現行の仕組みでは、繰下げ加算額のない本来額の年金を請求の5年前の分から一括して支給します。

令和4年4月以後に70歳に到達される方が、令和5年4月以後、70歳に到達した後に老齢年金を請求し、繰下げ受給を選択しない場合、請求の5年前に繰下げの申出があったものとして、受給権発生から請求の5年前の時点までの期間に係る繰下げ加算額を加算した年金を5年分一括して支給することとなります。

※受給権を取得した日の年齢によっては、上記の年齢「70歳」が異なる場合があります。

※遺族厚生(共済)年金や障害厚生(共済)年金の受給権がある方、65歳以上で老齢厚生年金や退職共済年金を受給中の方は対象になりません。

例 72歳まで繰下げ待機をしていた方が65歳から本来受給を選択したケース



こんなときには届出を

下記の事由に該当したときは、届出が必要となる場合がありますので、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号(8からはじまる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」が分かるものをご用意ください。



届出が遅れると年金の過払いとなることがあります。
過払いとなった年金は後日必ず返還していただくこととなります。

1 再就職したとき・議会議員に就任したとき

①再就職したとき

老齢厚生年金・障害厚生年金、退職共済年金・障害共済年金または退職等年金給付を受けている方が公務員(退職等年金給付制度が適用されない短時間勤務職員を除きます。)として再就職した場合には、届出が必要です。

②議会議員に就任したとき

老齢厚生年金または退職共済年金を受けている方が議会議員に就任したときは、届出が必要です。



※議会議員の方で、議員報酬月額の変動や期末手当の支給があったときは、変動や支給のあるごとに共済組合に届出をしていただく必要があります(共済組合が議会事務局から情報を取得できるときは、届出は不要です。)

2 雇用保険法による給付を受けるとき

65歳未満の方が雇用保険法による給付(基本手当・高年齢雇用継続給付)を受けるときは、届出が必要です。ただし、次の場合は届出が不要となります。

- 老齢厚生年金を請求した際、請求書に雇用保険番号を記載している場合
- 過去に老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届を提出したことがある場合



※基本手当を受けるときは、基本手当の金額の多少を問わず、老齢厚生年金の全部が支給停止になりますので、慎重にご確認ください。

3 氏名・住所・受取金融機関を変更するとき

氏名・住所を変更した場合や、年金の受取金融機関を変更する場合には、届出が必要となります。ただし、住所変更については、住民基本台帳ネットワークシステムで変更が確認できる場合、届出は不要です。



※電話番号を変更した場合、共済組合からの電話による連絡が行えなくなりますので、電話番号を変更した旨を各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合へご連絡いただきますようお願いいたします。

年金相談窓口一覧

年金についてのお問い合わせは、各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合および全国市町村職員共済組合連合会で受け付けています。なお、お問い合わせの際には、「年金証書記号番号(8から始まる14桁)」または「基礎年金番号(10桁)」とお名前等をお知らせください。

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

(令和4年4月1日現在)

指定都市職員共済組合	電話番号
札幌市職員共済組合	011-211-2432
川崎市職員共済組合	044-200-2143
横浜市職員共済組合	045-671-3370
名古屋市職員共済組合	052-962-1485
京都市職員共済組合	075-222-3240
大阪市職員共済組合	06-6208-7547
神戸市職員共済組合	078-322-5104
広島市職員共済組合	082-504-2061
北九州市職員共済組合	093-582-2224
福岡市職員共済組合	092-711-4145
市町村職員共済組合	電話番号
北海道市町村職員共済組合	011-330-2565
青森県市町村職員共済組合	017-723-6522
岩手県市町村職員共済組合	019-653-0557
宮城県市町村職員共済組合	022-263-6412
秋田県市町村職員共済組合	018-862-6754
山形県市町村職員共済組合	023-622-6900
福島県市町村職員共済組合	024-533-0011
茨城県市町村職員共済組合	029-301-1414
栃木県市町村職員共済組合	028-615-7817
群馬県市町村職員共済組合	027-290-1358
埼玉県市町村職員共済組合	048-822-3253
千葉県市町村職員共済組合	043-248-1117
東京都市町村職員共済組合	042-528-2193
神奈川県市町村職員共済組合	045-664-5422
山梨県市町村職員共済組合	055-232-7311
新潟県市町村職員共済組合	025-285-5413
富山県市町村職員共済組合	076-431-8034
石川県市町村職員共済組合	076-263-3362
福井県市町村職員共済組合	0776-52-7303
長野県市町村職員共済組合	026-217-5607
岐阜県市町村職員共済組合	058-277-1130
静岡県市町村職員共済組合	054-202-4847
愛知県市町村職員共済組合	052-951-4596
三重県市町村職員共済組合	059-253-2706

市町村職員共済組合	電話番号
滋賀県市町村職員共済組合	077-525-5784
京都市市町村職員共済組合	075-431-0303
大阪府市町村職員共済組合	06-6941-4803
兵庫県市町村職員共済組合	078-321-0624
奈良県市町村職員共済組合	0744-29-8266
和歌山県市町村職員共済組合	073-431-0154
鳥取県市町村職員共済組合	0857-26-2342
島根県市町村職員共済組合	0852-21-9503
岡山県市町村職員共済組合	086-225-7840
広島県市町村職員共済組合	082-545-8555
山口県市町村職員共済組合	083-925-6550
徳島県市町村職員共済組合	088-621-3520
香川県市町村職員共済組合	087-851-6680
愛媛県市町村職員共済組合	089-945-6317
高知県市町村職員共済組合	088-823-3212
福岡県市町村職員共済組合	092-651-2462
佐賀県市町村職員共済組合	0952-29-0333
長崎県市町村職員共済組合	095-827-3140
熊本県市町村職員共済組合	096-368-0900
大分県市町村職員共済組合	097-532-1531
宮崎県市町村職員共済組合	0985-24-5527
鹿児島県市町村職員共済組合	099-256-6757
沖縄県市町村職員共済組合	098-867-0785
都市職員共済組合	電話番号
北海道都市職員共済組合 ^{※1}	011-512-1770
仙台市職員共済組合	022-214-1227
愛知県都市職員共済組合 ^{※2}	052-228-0493
連 合 会	電話番号
全国市町村職員共済組合連合会	03-5210-4608

※1 函館・小樽・旭川・室蘭・帯広・岩見沢・夕張・網走・美唄・苫小牧・稚内・留萌の各市に勤めていたもしくは勤めている方

※2 豊橋・岡崎・一宮・瀬戸・半田・春日井・豊川・津島・碧南・刈谷・豊田・安城の各市に勤めていたもしくは勤めている方



年金についてご不明な点がございましたら、上記組合にお問い合わせください。年金受給権者の方からいただいたお問い合わせ、ご相談については、個人情報等の秘密を守り丁寧にお答えいたします。

ねんきんカレンダー

令和4年12月
(2022年)

令和5年12月
(2023年)

までの
予定です。

時 期	定期支給関係	そ の 他	
(2022年) 令和4年	12月中旬	『年金だより』をお送りしています。 年金支払通知書をお送りしています。※1	
	12月15日(木)	年金支給日(10月・11月分) ※2	
(2023年) 令和5年	1月下旬		令和4年分「源泉徴収票(はがき形式)」を お送りします。 ※発送時期は、各機関によって異なります。
	2月15日(水)	年金支給日(12月・1月分) ※2	令和4年分確定申告受付 (2月16日～3月15日)
	4月14日(金)	年金支給日(2月・3月分) ※2	
	6月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	6月15日(木)	年金支給日(4月・5月分) ※2	
	8月15日(火)	年金支給日(6月・7月分) ※2	
	10月13日(金)	年金支給日(8月・9月分) ※2	令和6年分「扶養親族等申告書」をお送りします (9月～10月頃)。
	12月中旬	『年金だより』をお送りします。 年金支払通知書をお送りします。※1	
	12月15日(金)	年金支給日(10月・11月分) ※2	

- ※1 **【年金支払通知書】**は、支払いがある方に各都道府県の指定都市・市町村・都市職員共済組合を通じて、6月・12月に封書でお送りします。また、住所・氏名・振込先・支払額等に変更があった場合には、6月・12月以外でも**【年金支払通知書】**をお送りします。
ただし、2月の**【年金支払通知書】**は、支払額の変更理由が端数調整のみの場合は、お送りしません。
(端数調整：各期支払額における1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支払います。また、端数の合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)
また、支払額のみに変更があった場合は、【年金支払通知書】をお送りしない場合があります。ご了承ください。
- ※2 年金支給日には原則として支給月の前2か月分の年金が支払われます。また、恩給等の年金では、支給月分が異なる場合があります。



ご注意ください

【年金支払通知書】の送付は原則年2回ですが、年金の支払い回数は年6回です。
年金が振り込まれる月であっても**【年金支払通知書】**をお送りしない場合があります。

共済組合に関係していることをほのめかす電話にご注意ください

- ① 最近、年金受給者の方に対し、健康食品や開運商品の販売業者から、共済組合に関係していることをほのめかして、商品を送る旨の連絡があったり、実際に商品が送りつけられたりするといったことが起きています。指定都市・市町村・都市職員共済組合および本連合会はこのような業者とは一切関係がありませんので、ご注意ください。
- ② マイナンバー制度に便乗して、不正な勧誘や個人情報聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。共済組合では、マイナンバー制度に関連して、マイナンバーや個人情報を電話でお聞きするようなことはありません。

『年金だより』についてのご意見、ご感想などをお待ちしております。

全国市町村職員共済組合連合会 年金部

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4608

年金だより

第32号 令和4年12月 発行：全国市町村職員共済組合連合会
〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地 ☎03-5210-4611

ホームページアドレス <https://ssl.shichousonren.or.jp/>